

倉敷市琴浦公民館建替事業 実施方針

平成31年1月24日

倉 敷 市

— 目次 —

第 1 事業概要	1
1 事業内容に関する事項	1
(1)事業名称	1
(2)事業に供される公共施設等	1
(3)公共施設等の管理者の名称	1
(4)事業の目的	1
(5)事業方式	1
(6)事業者への支払い	1
(7)事業実施スケジュール（予定）	1
(8)遵守すべき法令等	2
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1 民間事業者の募集及び選定の方法	4
2 募集・選定の手順及びスケジュール	4
3 応募者の備えるべき参加資格要件	4
(1)応募者の構成等	4
(2)共通の参加資格要件	4
(3)各業務における応募者の資格要件	5
4 実施方針に関する質疑等	6
(1)説明会の開催	6
5 落札者の選定及び決定	7
(1)審査の体制	7
(2)選定の方法	7
(3)落札者の決定及び公表	8
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	9
(1)責任分担の基本的な考え方	9
(2)予想されるリスクと責任分担	9
(3)保険	9
2 提供される要求水準	9
3 事業者の責任の履行に関する事項	9
4 市による事業の実施状況のモニタリング	9
(1)モニタリングの実施	9
(2)モニタリングの時期及び内容	9
(3)モニタリングの費用の負担	10
(4)事業者に対する支払額の減額等	10

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
1 立地に関する事項	11
2 施設整備用地に関する事項	11
3 現施設に関する事項	11
4 公民館整備に関する事項	11
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	13
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	14
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	14
3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	14
第7 その他事業の実施に関し必要な事項	15
1 事業契約の締結	15
2 債務負担行為の設定	15
3 情報公開及び情報提供	15
4 市からの提示資料の取り扱い	15
5 入札に伴う費用分担	15
6 本事業に関する市の担当部署	15

別紙1 リスク分担表

第1 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1)事業名称

倉敷市琴浦公民館建替事業

(2)事業に供される公共施設等

倉敷市琴浦公民館（以下「琴浦公民館」という。）

(3)公共施設等の管理者の名称

倉敷市長

(4)事業の目的

琴浦公民館は、1972（昭和47）年に新築・設置された。今年で築後47年を迎え、内部の設備だけではなく、外壁が剥離するなど、老朽化が進んでいるほか、耐震性も確保できていないため、この度、建替えをすることとした。公民館は、最も身近な公共施設であり、本事業は地域の生涯学習拠点を充実させるとともに、地域住民の交流の場を提供することで、活力と潤いのある地域社会の実現を目指すことを目的とする。

市は、設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）を採用することにより、効率的で合理的な設計・施工を実現するとともに、工事の品質の向上、事業費の削減、事業期間の短縮など、より効果的な事業実施が図られることを期待するものである。

①本対象施設

琴浦公民館

②事業の範囲

本事業で選定された民間事業者による企業連合（コンソーシアム）（以下「事業者」という。）が行う主な業務は、次のとおりである。具体的な事項については、要求水準書において提示する。

- ・琴浦公民館に係る設計業務
- ・琴浦公民館に係る建設及び工事監理業務（既存公民館の解体を含む。）
- ・市民への説明業務

(5)事業方式

本事業は、設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）によるものとする。

(6)事業者への支払い

市は、解体、設計、建設工事・工事監理の各事業費について、各事業の完了後に支払う。

(7)事業実施スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

日 程	内 容
平成 31 年 7 月	仮契約締結
平成 31 年 9 月	市議会議決後、本契約締結
平成 31 年 9 月	本施設の設計・建設着手
平成 33 年 2 月	工事完了
平成 33 年 4 月	本施設の供用開始

(8)遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令及び条例等、参考とすべき仕様書等は次のとおりである。このほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

①法令等

- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- ・民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ・商法（明治 32 年法律第 48 号）
- ・各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法

②県・市条例

- ・岡山県建築物等の制限に関する条例（昭和 26 年 3 月 20 日岡山県条例第 10 号）

- ・岡山県福祉のまちづくり条例（平成 12 年 1 月 4 日岡山県条例第 1 号）
- ・岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成 18 年岡山県条例第 64 号）
- ・岡山県自然環境保護条例（昭和 46 年 12 月 21 日条例第 63 号）
- ・岡山県環境基本条例（平成 8 年 10 月 1 日条例第 30 号）
- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 76 号）
- ・岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 74 号）
- ・倉敷市公民館条例（昭和 44 年 6 月 25 日倉敷市第 35 号）
- ・倉敷市水道条例（昭和 43 年 10 月 15 日倉敷市条例第 72 号）
- ・倉敷市下水道条例（昭和 43 年 3 月 31 日倉敷市条例第 28 号）
- ・倉敷市都市景観条例（平成 21 年 9 月 30 日倉敷市条例第 40 号）
- ・倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年 12 月 27 日倉敷市条例第 55 号）
- ・倉敷市福祉のまちづくり条例（平成 9 年 4 月 1 日倉敷市条例第 24 号）
- ・その他関連する条例、規則等

③参考仕様書・参考基準

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・防災拠点等となる建築物に関わる機能継続ガイドライン（平成 30 年 5 月国土交通省住宅局）
- ・日本建築学会諸規準
- ・建築構造設計基準（平成 25 年国土交通省国営整第 38 号）
- ・電気設備工事共通仕様書及び同標準図
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕課監修（最新版））
- ・倉敷市工事執行規則

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定するものとする。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

本事業では、公民館の設計、建設についての事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものである。

従って、事業者の募集及び選定に当たっては、事業者が入札説明書に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

2 募集・選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、次のとおりとする。

日 程	内 容
平成 31 年 4 月	入札の公告及び入札説明書等の公表
平成 31 年 4 月	入札説明書等に関する質問受付
平成 31 年 5 月	競争的対話の実施
平成 31 年 5 月	参加表明書の提出受付締切
平成 31 年 5 月	参加資格審査の確認通知
平成 31 年 7 月	入札書及び提案書の提出受付締切
平成 31 年 7 月	提案内容に関するヒアリングの実施
平成 31 年 7 月	落札者の決定及び結果公表
平成 31 年 7 月	仮契約の締結
平成 31 年 9 月	契約の締結

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本事業の応募者に備えるべき参加資格要件は、以下に定めるとおりとする。

応募者は、設計と建設のそれぞれの業務を担う 2 以上の企業から構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）で応募するものとし、応募グループは、代表企業を定め、代表企業が手続きを行う。なお、応募グループ内の代表企業以外の企業を構成企業とする。応募者は、参加表明書の提出日から本事業に係る契約の締結日まで参加資格要件を満たすものとする。

(2) 共通の参加資格要件

次のアからクまでのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当すると認められる者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は入札公告日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- オ 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けている者
- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者
- キ 直近 1 年分の法人税、消費税、法人地方税を滞納している者
- ク 本事業のアドバイザー業務の受託者及びその協力会社と、資本面又は人事面において関連がある者

受注者及び その協力会社	株式会社 地域経済研究所（大阪市中央区） 株式会社 ピーピーアイ計画・設計研究所（大阪市中央区） 北口・繁松法律事務所（大阪市北区）
-----------------	--------------------------------------------------------------------------

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

- ケ 本事業の応募グループの代表企業、構成企業のいずれかの者が、他の応募グループの代表企業、構成企業として応募した者
- コ 第 2 5 (1)に記載の倉敷市琴浦公民館建替事業者選定委員会の委員との資本関係又は人的関係において、次に掲げる A)～E)のいずれかに該当する者
 - A)委員が発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
 - B)委員が資本総額の 50%を超える出資をしていること。
 - C)委員の所属する企業が、発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
 - D)委員の所属する企業が、資本総額の 50%を超える出資をしていること。
 - E)委員が役員または従業員となっていること。

(3)各業務における応募者の資格要件

応募者は、それぞれ以下に掲げる要件をすべて備えていなければならない。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができるが、施設の建設業務を行う者が施設の工事監理業務を行う者を兼ねることはできない。

①施設の設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）

- ア 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告知第 208 号。以下「要綱」という。）に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における入札公告を行う年度の入札参加資格を有すること。
- イ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ウ 公告の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない。）
- エ 当該設計業務に管理技術者 1 名及び担当技術者を 1 名以上配置できる者
- オ 公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 15 年間にしゅん工したものに限る。

②施設の工事監理業務を行う者（以下「工事監理企業」という。）

- ア 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告知第 208 号。以下「要綱」という。）に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における入札公告を行う年度の入札参加資格を有すること。
- イ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ウ 公共施設の工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 15 年間にしゅん工したものに限る。（公告の日において工事中であるものを含む。）

③施設の建設業務を行う者（以下「建設企業」という。）

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていない者（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共工事に係るものに限る。）
- ウ 平成 30 年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事部門の特 A 又は A 上として掲載されている市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）であること。
- エ 当該工事に、建設業法第 26 条第 4 項の規定に基づく監理技術者を専任で配置できる者
- オ 公共施設で延床面積が 500 ㎡以上の施設に係る施工の実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 15 年間にしゅん工したもので、元請人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。

4 実施方針に関する質疑等

(1)説明会の開催

①実施方針に関する説明会及び現地見学会の開催

実施方針に関する説明会及び現地見学会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

説明会日時・場所	平成 31 年 2 月 1 日（金）午前 11 時 00 分～正午 ライフパーク倉敷 2 階第 1 会議室
現地見学会日時・場所	同日午後 0 時 45 分～午後 1 時 45 分 事業用地
参加申込期限	平成 31 年 1 月 31 日（木）午後 5 時 00 分まで
参加申込方法	実施方針に関する説明会及び現地見学会参加申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センターまで、電子メールでのファイル添付にて提出すること。なお、参加人数は、会場の都合上、1 社 3 名までとする。 ※アドレス等は、後記「第 7 6」に記載。
開催方法	詳細は、市民学習センターのホームページにおいて示す。

②実施方針に関する質問・意見及び回答の公表

実施方針に記載の内容に関して、質問・意見の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

ア 受付期間

平成 31 年 1 月 25 日（金）から 2 月 7 日（木）午後 5 時 00 分（必着）

イ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「実施方針に関する質問・意見書」（様式 2）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする）。

ウ 提出先

倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センター（メールアドレスは、「第 7 6」に記載）

エ 回答の公表（予定）

質問に対する回答は、平成 31 年 2 月 21 日（木）に市民学習センターのホームページで公表する。

5 落札者の選定及び決定

(1) 審査の体制

市は、本事業において募集を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として、倉敷市琴浦公民館建替事業者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）を設置する。

倉敷市琴浦公民館建替事業者選定委員会

氏 名	所 属
岩 藤 百 香	川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部医療福祉デザイン学科
福 濱 嘉 宏	岡山県立大学 デザイン学部デザイン工学科
中 村 陽 二	岡山県建築士会 有限会社リスプ
松 枝 由 紀	—
川 原 伸 次	倉敷市教育委員会

(順不同、敬称略)

応募者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、審査対象から除外することとする。

なお、民間事業者の募集、審査及び落札者の決定の過程において、応募者がいないなどの理由により、本事業を事業者が実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

(2)選定の方法

選定委員会において、募集の公告時に公表する落札者選定基準に基づき、提案内容を総合的に審

査する。審査の内容についての詳細は、入札説明書と併せて公表する落札者選定基準による。
なお、応募グループが1グループのみの場合でも、募集は有効に成立するものとする。

(3)落札者の決定及び公表

①落札者の決定

市は、(2)の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

②結果及び評価の公表

募集結果は、応募グループの代表企業すべてへ文書で通知し、併せて審査結果を市民学習センターのホームページ上で公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として「別紙1」に示すリスク分担表によることとし、具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえて、入札説明書等の公表時において明らかにする。なお、最終的なリスク分担については、事業契約書において明確にする。

(3) 保険

事業者は、保険により費用化できるリスクについては、合理的な範囲で付保するものとする。

2 提供される要求水準

本事業において実施する業務の要求性能（以下「要求水準」という。）については、入札説明書に添付する要求水準書において提示する。

3 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、信義に従って誠実に責任を履行するものとする。なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、契約保証金を納付するものとする。

4 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、事業者による要求水準の適正かつ確実な遂行を担保するため、達成状況等についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期及び内容

モニタリングの時期及び内容は概ね次のとおりとする。ただし、別途市がモニタリングを必要とする場合においては、市の方法及び手段により実施するものとする。

① 業務着手時

事業者は、業務着手時に業務全体に関する工程表及び総合業務計画書等を市に提出し、市は要求した事業スケジュール等に適合しているか否かの確認を行う。

② 事前調査時

市は、事前調査完了時に事業者から提出された調査結果等について、要求水準を満たしているか否かの確認を行う。

③設計時

市は、基本設計及び実施設計完了時に、事業者から提出された図書について、事業契約書及び要求水準書（以下「事業契約書等」という。）に定められた水準を満たしているか否かの確認を行う。

④解体除却時

市は、事業者が行う解体除却の状況について、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かの確認を適宜行う。

⑤工事施工時

市は、事業者が行う工事施工、工事監理の状況について、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かの確認を適宜行う。この際、事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を置き、工事監理を行い、工事施工、工事監理の状況について市に報告する。

⑥工事完成・施設引渡し時

市は、完成した施設等が、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。この際、事業者は、施工記録を用意する。

(3)モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングにかかる費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(4)事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書等に定められた水準が維持されていない場合、市は事業者に対して改善を指示することがある。また、支払い金額を減額することがある。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

所在地	倉敷市児島下の町9丁目2-27
敷地面積	1,997.01 m ²
用途地域	商業地域
容積/建ぺい率	400%/80%

2 施設整備用地に関する事項

施設整備用地は、事業者が無償で貸与する。貸与は建設着工時からとするが、事業者が事前に各種調査を行うことについて妨げるものではない。また、貸与期間中は敷地の安全管理に努めることとし、施設整備業務以外の用に使用してはならない。

3 現施設に関する事項

建設年	1972年
構造	鉄筋コンクリート造
階数	3階建て
建築面積	493.40 m ²
延床面積	1,389.11 m ²
施設内容	公民館本体、陶芸窯、受水槽、駐輪場、地下重油タンク
その他	煙突用石綿断熱材使用

4 公民館整備に関する事項

公民館整備の概要は、以下のとおりである。なお、各項目の詳細については、入札説明書に添付する要求水準書によるものとする。

建築面積	約590 m ² 程度
延床面積	約590 m ² 程度
建物の構造	原則、鉄筋コンクリート造、平屋建て
施設内容	会議室1・2・3：各室約55～60 m ² 会議室4：約25～30 m ² 調理実習室：約50～55 m ² 工作室：約50～55 m ² 和室：約30～40 m ² 図書室：約30～35 m ² 事務所：約30～35 m ² トイレ、ホール、授乳室、給湯室 倉庫、外物置、陶芸窯

※「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成30年5月国土交通省住宅局）」

にもとづき整備を行うこと。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する措置に従う。

また、本事業に関する紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の業務の履行状況が市の要求水準を下回る場合、又はその他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはその懸念が生じた場合は、市は、事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるものとする。事業者が一定期間内に是正することが出来なかった場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。

事業者の破産等により事業契約に基づく事業の継続が困難な場合は、契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は契約を解除することができるものとする。

契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置は、事業契約で規定する。

その他、事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 事業契約の締結

本事業の本契約に係る議案の倉敷市議会への上程は、平成31年9月議会を予定している。

2 債務負担行為の設定

本事業の事業費は、平成31年2月議会において債務負担行為の設定を行う予定である。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センターのホームページ等を通じて適宜行う。

4 市からの提示資料の取り扱い

市が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

5 入札に伴う費用分担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

6 本事業に関する担当部署

名 称	倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センター
電 話 番 号	086-454-0011
フ ァ ッ ク ス 番 号	086-454-0305
電 子 メール ア ド レ ス	l-lpk@city.kurashiki.okayama.jp
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	http://www.kurashiki-oky.ed.jp/lpk-shimin-gakusyu-c/

リスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
一般	提供した情報リスク	入札説明書等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○		
	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	注 1	注 1	
		上記以外の市の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者（落札者）の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク	応募費用に関するもの		○	
	制度関連 リスク	政治・行政 リスク	本事業に直接的影響を及ぼす市に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法令変更 リスク	本事業に直接関係する根拠法令変更、新たな規制法の成立	○	
			上記以外の法令の変更		○
		許認可リスク	市の事由による事業者の許認可取得遅延	○	
			上記以外の事由で事業者の必要な許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合		○
		税制度リスク	本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	
	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの			○	
	社会 リスク	住民対応 リスク	施設等の設置、本事業の推進そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
			上記以外のものに関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		○
		第三者賠償 リスク	市の責めに帰すべき事由より第三者に与えた損害の賠償	○	
			上記以外で、事業者の責めに帰すべき事由より第三者に与えた損害の賠償		○
		環境問題 リスク	調査・設計・建設・解体による騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○
	債務不履行 リスク	市の債務不履行による中断・中止	○		
		事業者の債務不履行による中断・中止		○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○ 注 2	△ 注 2	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
施設整備	発注者責任リスク	市の指示の不備、変更による契約内容の変更	○	
		事業者の指示・判断の不備、変更による契約内容の変更		○
	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更リスク	市の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
	用地の確保リスク	事業用地以外で事業に必要な、進入路や資材置き場等の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵リスク	文化財、土壌汚染、地質障害・地中障害物に関するもの	注3	注3
	工期変更 (工事遅延) リスク	市の指示及び市の責めに帰すべき事由による工期変更、引渡し遅延	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による工期変更、引渡し遅延		○
	建設コスト (工事費増大) リスク	市の指示及び市の責めに帰すべき事由による工事費の増大	○	
		上記以外の事業者の責に帰すべき事由による工事費の増大		○
	建設物価変動リスク	建設物価の価格変動に関するもの	注4	注4
工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○	
警備リスク	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○	

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
第三者の使用に伴うリスク	請負人の使用に関するもの		○
要求水準未達成リスク	施設完成後、市による検査で発見された要求水準の不適合・施工不良に関するもの		○
支払遅延・不能リスク	施設整備費の支払いの遅延・不能に関するもの	○	
施設損傷リスク	引き渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○
瑕疵担保リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵又は施設の隠れた瑕疵の担保責任		○
工事の中止リスク	市の指示による工事の中止	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による工事中止		○
安全管理リスク	建設・解体工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じたもの		○

※ ○：リスクの負担者又は、主たるリスクの負担者 △：従たるリスクの負担者

注1) 市議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合、それまでにかかった費用は、それぞれの負担とする。

注2) 不可抗力の理由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し、市又は事業者においてその第三者に対して責任を負う場合は、一定の金額までを事業者の負担とし、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書(案)において提示する。

注3) 事業者が施設建設のために必要な地質調査等の事前調査を行った結果、土地の瑕疵が発見された場合、市は、当該瑕疵の除去修復に起因して事業者が発生した合理的な追加費用を負担する。ただし、事業者による事前調査の不備、誤りがあり、かつ、そのために土地の瑕疵を発見することができなかった場合は、事業者が負担するものとする。

注4) 建設物価変動率で一定調整する。